



その旅行予約、キャンセルできますか？

～契約内容は自分自身でよく確認を！～

① キャンセル条件等の確認

- ・キャンセルの可否
- ・キャンセル料が発生するタイミング
- ・日程・プラン・名前の誤り
- ・旅行総額費用



⇒確認画面を
スクショ（撮影）
して保管！

② 予約内容の再確認

- ・予約確認メールやマイページ上の記載に誤りがないか
- ・誤りがあつたらすぐに業者へ連絡
- ・旅行後まで書類は保管

⇒業者とのやり取りは
送信日時がわかるよう
に保存！



③ 事業者の情報を確認

- ・日本の事業者か海外の事業者か
- ・旅行業法上の登録はあるか
- ・顧客対応窓口への連絡手段（電話・メールなど）

⇒海外事業者の場合、英語のみの対応となる場合も！

English Only



トラブルの相談は早めに消費者センター(Tel 728-2121)または消費者ホットライン(Tel 188)へ

【相談件数が急増した商品・役務】

● 引越（3月:3件 → 4月:10件）

相 談

引っ越し後、玄関フローリングの一部が剥がれているのを発見し、直ちに業者に連絡しました。

しかし、業者は「当社が損傷させた証明がなければ補償しない」と主張。搬入前後の写真で損傷がないことを示しても、「弁護士を通じて当社が損傷したことを証明し、補償を申し出るように」との一点張りです。

この業者の主張は法的に正当でしょうか。

助 言

弁護士への委任は、相談者の判断に委ねられます。

引越業者は、国土交通省の標準引越運送約款に基づき、荷物の受取から引渡しまでの損害について、無過失を証明しない限り、速やかに賠償する責任を負います。

今回の引越しが、標準約款に基づく場合、運送事業者の団体の相談窓口にも、フローリングの傷が賠償対象かどうかの見解や対処法について助言を求めるようお伝えし、その相談窓口と無料の弁護士相談窓口を案内しました。

しつこい訪問販売に
困っていませんか？



訪問販売お断りステッカーを貼ると、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、これを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。ご希望の方は、札幌市消費生活課（Tel211-2245）までご連絡ください。

**訪問販売は
お断りします!**



このステッカーの掲示により、訪問販売の勧誘を拒絶しています。断りの意思表示をしている消費者への勧誘は、**法律・条例で禁止されています。**